



通俗排悶錄
吉田屋春
八

3143
8



合七種

奇説排門録卷之七下

吉田屋

明斷之部

楊退菴

六樹園翁 譯

西昌^{地名}の楊退菴^名と卓^とと云人^の洪武^年の初^の廣東^{地名}の行省^の
 の損^外郎^と成^り居^る時^に周^泰政^と云^者有^りが頗^り苛^く劔^の生^質
 中^に人^を憐^む事^{あり}或^は日^に士卒^{二十}人^を分^付山^に遣^はり木^を伐^らん
 士卒^共主^命を承^ける^に必^ずひ^くた山^中の分^を散^らす木^を伐^る西^{人の}
 卒^{山下}ゆ^く解^追婦^人の獨^行又^に遇^はり^の酒^醉婦^人を拘^へ強^て道^の
 傍^の林^中に曳^入る^に白^晝に犯^{さん}を^す婦^人大^に驚^き怒^り罵^る
 従^はざる^にけ^し遂^に殺^して尸^骸を其^儘捨^置て逃^去す^に婦^{人の}

家ぬくも婦人歸らざるを人を遺踪跡たる林の中ぬく婦人の
 尸を見出し一々所見必木を伐る士卒共の所為ありんと
 即行省よ訴へぬ。周參政詩劄を傳ふ人あれを速に二十人を捕へて
 強く責拷問しけり。士卒共痛甚むと皆引服を
 依て退菴の屬と謀を謀せしむ。退菴曰一人の婦人を殺す何ぞ
 二十人の命を断べんやと云。周參政の復讐を請ければ周參政
 然とて曰退菴今人を殺す賊を縱さんとするやと云。士卒を
 退菴の付し復讐を成さしめける。退菴を庭下の列へ逐一鞠
 訊く其顔色を見其言詞を聞急に西卒を指し婦人を殺す者
 汝等西人也速に誅し服せしと罵りけり。西卒大に恐懼し

吐寔し罪の伏しぬ。西人の刀斧をさしめし人殺す
 徴し見はせし十八人の者を放ち歸らしむ。周參政退菴の
 曰何を以て審み此度を料ぞ知れ玉名。退菴答曰二十人の
 者の公豈盡く同トからんや。必善惡の異有る。且二十人皆在志
 何ぞ婦人を犯せる哉せんや。犯す事せし猶ある。况や殺せる
 を得可んやと云けり。周參政其明斷に歎服しけり。

于總制

永寧年于成龍と云人黃州の洞窟を時州内の大盜也。
 野中の古廟の中を隠し家とす。成龍敝衣を着て其所に到り
 共ぬ入らんを願ふ乃姓名を變り七楊二と云居る事十日

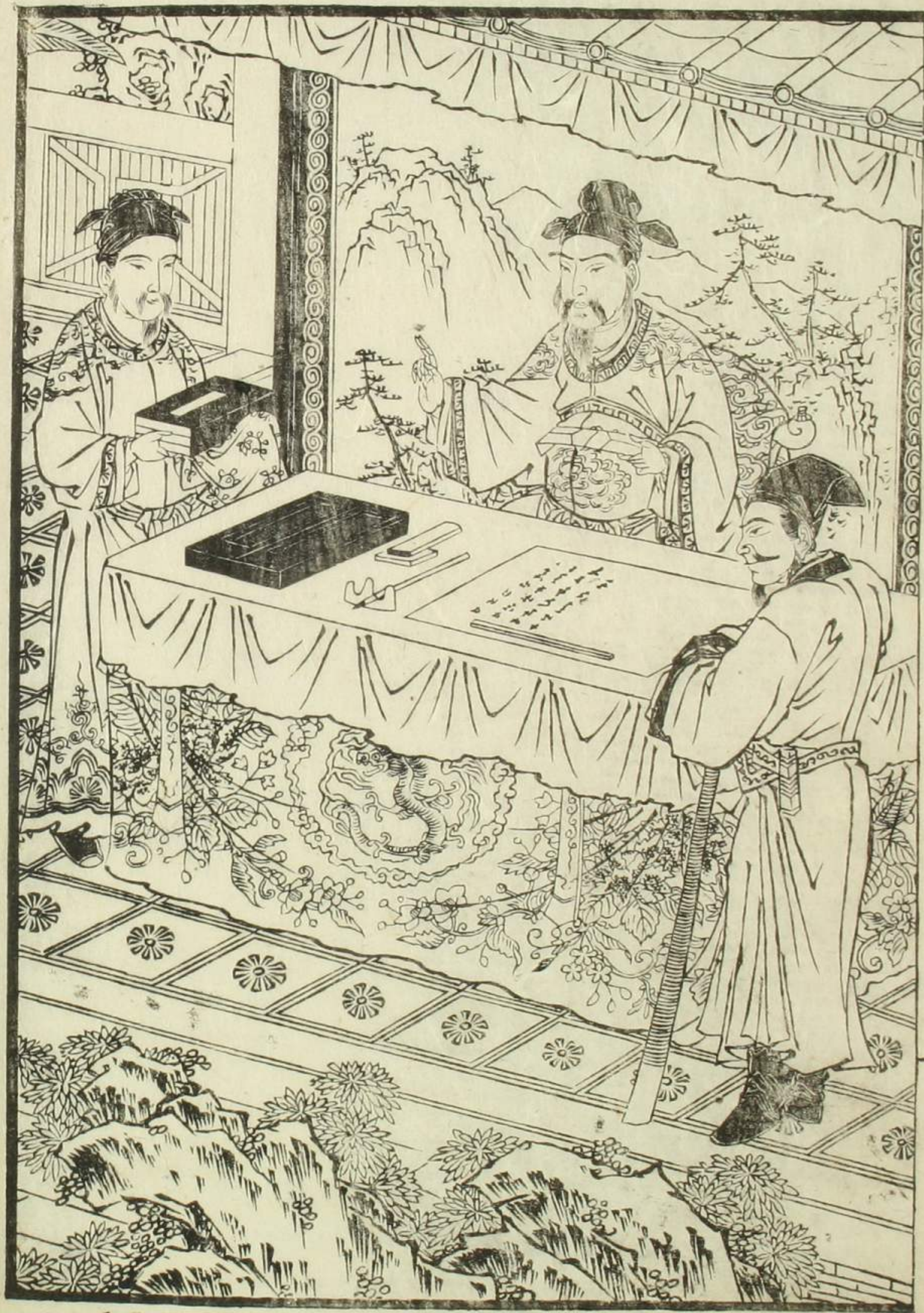
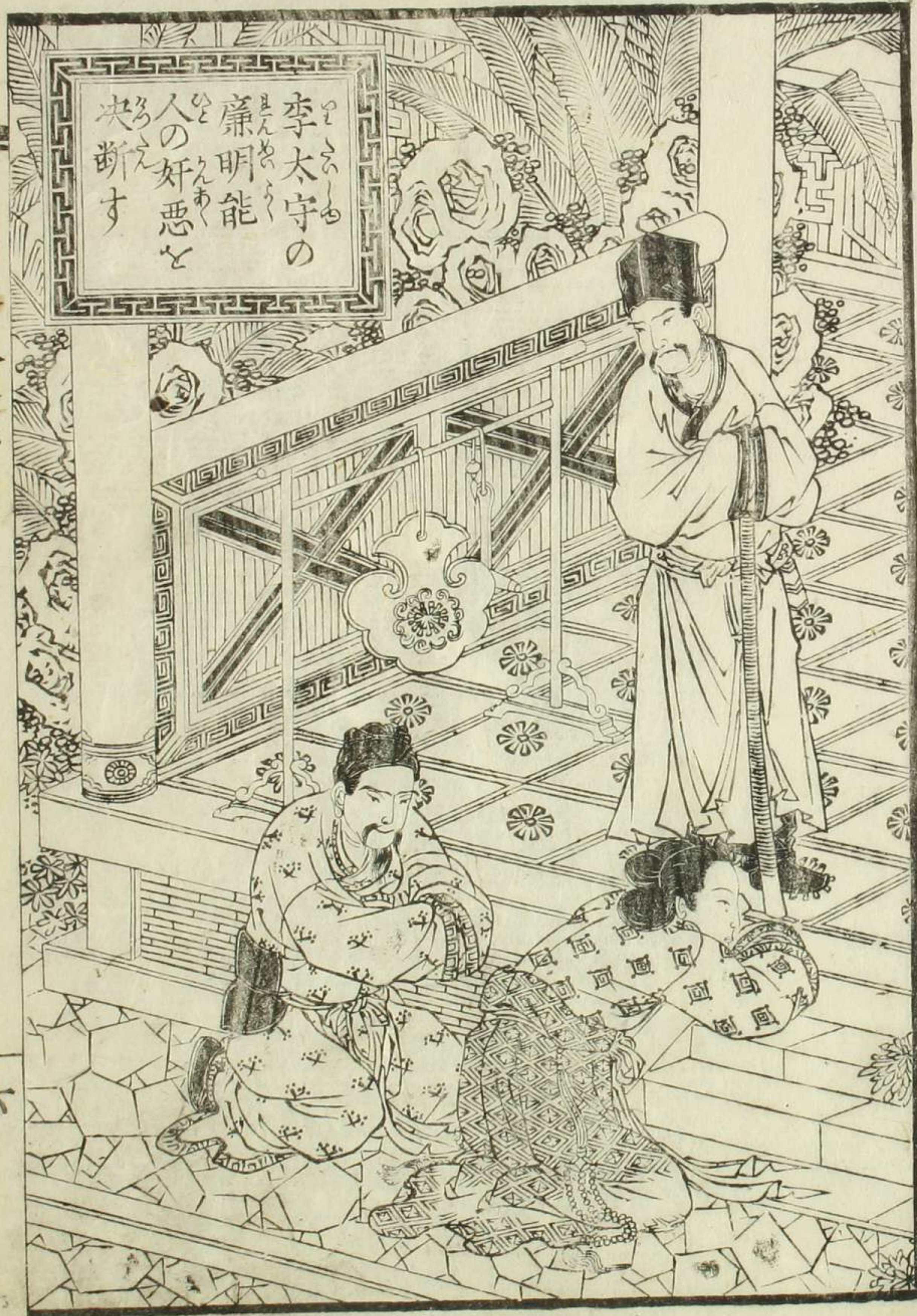
餘盡く其行劫の状を會得しと歸り密に捕役め命じて擒め
 せむ盜怪と問て曰誰を我を捕へしむる者ぞ答く曰于二府我め
 命トく汝を捕へしむる者率行ける盜府め入と進見せるふ
 及く仰て入るを干二府と云る即頃鵝め入一楊二也盜大め
 驚と一言め及るをも首を俯して罪め伏しる成龍堂を下り
 自酒を酌く遍く飲しめく曰廟中一日の雅を念く聊一樽の
 酒を用ひて訣別をあそめ特め汝等を刑戮め免とめん其を
 欲めあそと人をも棺を昇たむるも皆活あがら棺め入
 と土中め埋まると成龍後二西江の地總制め成王ひる西江強
 暴の惡黨共逃竄と跡あつた一時神と稱せる者あり。

于中丞

于成龍うせいりゆう 驛えき する時とき 驛えき 出で 行ゆ 早はや 旦あした 郭かく 外がわ を經過けいごう する人
 中ちゆう 林りん の上うへ 病やまひ 女をんな を載のり せ 大おほい 被ひ を覆おほ ひ 枕まくら 上うへ 髪かみ を露あらわ し 髪かみ ぬる
 鳳ほう 釵し 一ひと 股こ を簪さし しるがうへと 上うへ 下した 眠ね る居ゐ るを昇あ 行ゆ 者もの あり
 又また 健けん 男なん 三さん 四し 人にん 而して 傷や め付つ そひく 更さら 番ばん 被ひ を擁よう して身み 疾やく を壓おさ へ
 行ゆ さま 風かぜ の入い るを恐おそ るが如ごと し 少すこ 頃ころ 一ひと 路ぢ の傍かた へとむる 船ふね を
 息いき め 又また 代しろ り合あ へ 荷か ひのりくを 于お 公こう 熟じゆく 視し 行ゆ 遇あ へ 疾やく と遣や ち
 向むか へけしめ 曰い 妹子むすめ の大病おほい 中ちゆう 死し め垂た き故ゆゑ 夫おとこ の家いへ 送おく り歸かへ るを
 答こた へ 于お 公こう 又また 謙けん を遣や ち候う 視し せ 其その 入い る所ところ 何なに 村むら とのふるをいせしむ
 謙けん 是こゝ め尾おし とくえん 隱かく らぬ 隨ま 行ゆ けし志こころ 或ある 村むら へ 送おく り 舍や へ 入い る

人の男子出迎へて内へ申入る。彼隸を召して速に奔りて。
 此趣を白けり成龍尾をゆき其焔宰の問うる。足下の隸下
 盗み逢たる者あり事無や否や。答へ是ありと云其法上より
 功令嚴した故上下共盗不遇いと云夏を諱む。是故若于の物を
 或る盗に致さる者有共相互不隠し忍びて敢て出首
 事嘗てあり。于公館舎不就と家人の囑と密に細く訪む
 果して富室の強盗亂入と。主人炮烙と死せ所有を然と共其
 子隠忍びて出首す。于公此直を審み彼知をけし其子を喚出して
 詰まとも。子固く承せむ。于公曰我既其巨盜を捕て獄に下せり。外
 の子細ありとの玉ひけし。其子忽頓首して哀を位と。恨を雪はれ由と

願ふ所。夫より于公直に彼むらの焔宰を見え。あつぐのるを云く
 徒彼を着し。密に彼詰舎にけしめけし。忽八人を捕て歸を來れ
 也。于公一讀し其を盡く罪に伏し。于公問て曰彼病婦を何者ぞ。
 盜共供する。我等此夜同く勾欄に在り。妓女と謀り合せ。初に金を
 林上の置き。女を抱せし。臥し。病婦のやうを演かす。窩頭處にまき
 金を瓜分ち為あり。あつと云々。いかに皆于公の神明に服せし。
 或人于公の此事を能く知る所以を問けし。于公曰此甚知り。目録
 あり。但人々を夜關ひ。高故に知らざる。豈少婦床に在り。人の手を
 金袋底に入ると。知らず。容はる女わんや。且肩を易く荷ひ行其勢ひ
 甚重し。病婦一人の状。非む。互に手を交へて。左右する。風の捲らる



ぬ獲へて行も必口其内は物も乏しく若少婦大病も昏潰し夫
の家へ歸る者あり必婦人門前倚り迎へ入るべし止男子耳を驚く
るもあはれ一言の問尋もせざる理わらんや是を以て考まは盗たるを確
知せりと云はるる事ぞ

李太守

松江地李太守名某と云人性廉明ゆゑ人の奸を発し事神の
如くあり或時婦人の其夫を討る者あり曰妾が夫海賊と通じて亂を
作んと欲せし供も李太守婦人に向て曰汝夫と結髪したる夫婦ありや
婦人答て曰夫と結髪したるの夫婦と雖然とも反を謀るも其罪大
あり災害の妻孥も及んるを恐る故に自来て出首せしと云はる李

太守曰やがて拘へて究むるに判状を封じし吏に付しは六婦人
尾を以て拜謝し出首す少間あり李太守吏又謂て曰訴状を取
上たるとも且牌を行度勿と三日の内若人來て此事を探り問ふ者
ゆゑ速に拘へて我前より拿來せしと命じて果して兩月を踰る人來
て問者あり曰前日婦人の夫を出首する事其時已に面のむを准し
至り何ぞ速に拘へ玉はざる吏給て曰牌既を發せし未だ歸らば
汝少く待べ即當拘へ来るるんと云はる其人果して留る吏内へ
入る太守亦斯と自ら命じて拿來せしめ前日吏の付し封状の
封状を持來らる其人亦與て自封を解せしめ其人封を發せし
是を以て判状中判し曰婦人の夫を出首する世の中は斷し

無た所^{ところ}に此^{この}吏^しを如何^{いかに}んと来^きて探^{たづ}問^{もん}者^{もの}。是^{こゝに}奸^{けん}夫^ふと有^{あり}けり。其人^{そのひと}忽^{たちまち}面色^{おほなほ}土^{つち}の如^{ごと}く成^なる。是^{こゝに}の於^おて李^り太守^{たうしゆ}嚴^{げん}しく訊^きし。王^{わう}不^ふ果^{くわ}しく婦^ふ人^{にん}と奸^{けん}通^{つう}して。其^{その}夫^{をとこ}を誣^{おと}陷^とんと謀^まりて遂^{つひ}に其^{その}婦^をと共^{とも}に罪^{つみ}の行^なは

魯^ろ太^た守^{しゆ}

成都^{せんと}各^{かく}地^ちの守^{しゆ}。新^{しん}水^{すい}各^{かく}地^ちの魯^ろ永^{えい}清^{せい}と云^いふ人^{ひと}訟^{そう}を決^{けつ}まし。魯^ろ夏^か水^{すい}の流^{なが}るが如^{ごと}く。と判^{はん}斷^{だん}し。而^{しか}も誣^{おと}冤^{をん}の者^{もの}無^なく廉^{れん}明^{めい}あり。是^{こゝに}の故^{ゆゑ}も門^{かど}外^{の外}の敷^{しき}縁^{えん}の屋^やを架^かて。皆^{みな}銅^{どう}竈^{そう}を構^{かま}へ訟^{そう}者^{もの}至^{いた}ると皆^{みな}爰^{こゝに}の寓^{あき}居^ぐす。然^{しか}も共^{とも}裁^{さい}斷^{だん}速^{すみ}く。一^{ひと}たび即^{すなは}ち決^{けつ}まる。故^{ゆゑ}一人^{ひとり}も兩^{りやう}次^じの飯^{いひ}を炊^ひく者^{もの}無^なく。唯^{ただ}一^{ひと}回^{まい}炊^ひくのみ。其^{その}遠^{とほ}方^{はう}より來^きる者^{もの}荷^か檐^{えん}を解^とき。中^{ちゆう}の

案^{あん}結^{けつ}る。故^{ゆゑ}其^{その}魯^ろ不^ふ解^げ擔^{たん}と云^いふ。或^{ある}時^{とき}姦^{けん}を訟^{そう}る者^{もの}あつ。一方^{ひとかた}を和^わ姦^{けん}ありと云^いふ。一方^{ひとかた}を強^{きやう}姦^{けん}ありと云^いふ。臧^{ざう}長^{ちやう}自^{みづか}決^{けつ}まる。と能^{あた}るを因^より魯^ろ太^た守^{しゆ}の送^{おく}り決^{けつ}まる。是^{こゝに}自^{みづか}決^{けつ}まるの能^{あた}る。非^ひ也^{なり}。且^{かつ}魯^ろ太^た守^{しゆ}の決^{けつ}法^{ぽう}を試^しんと欲^{ほつ}してあつ。魯^ろ太^た守^{しゆ}即^{すなは}ち謀^まの力^{ちから}有^ある者^{もの}命^{いのち}と婦^ふ人^{にん}の衣^いを表^{ひょう}衣^いより一^{ひと}ツ宛^つ脱^{だつ}去^けり。次^{つぎ}第^だに脱^{だつ}去^ける者^{もの}獨^{ひとり}裏^{うら}衣^いに至^{いた}り婦^ふ人^{にん}死^しまるといふ。夫^{こゝに}に脱^{だつ}去^ける者^{もの}謀^ま如何^{いかに}とせん。方^{かた}の太^た守^{しゆ}笑^{わら}ひ曰^{いは}く苟^{なほ}の貞^{せい}節^{せつ}を守^{まも}らん。と怒^{いか}り。裏^{うら}衣^いも脱^{だつ}去^けり。况^{いは}ん。犯^かす者^{もの}や。即^{すなは}ち死^しす。死^しすを取^とり和^わ姦^{けん}とせむ。

費^ひ公^{こう}

淄^{せい}川^{けん}地^ちの西^{せい}崖^{がい}莊^{しやう}の賈^け者^{もの}あつ。夜^よ途^と中^{ちゆう}に何^{なに}者^{もの}か。殺^{ころ}す。又^{また}

非^ひ問^{もん}録^{ろく}卷^{けん}之^し二^に

一夜を隔て賈者の妻も亦自經して死するも。賈人の負を官
 の鳴入時、浙江地の賈公名を禱社と云人留め、名を呼ぶ親詣
 驗し、あはれ布袱銀五錢目餘を裏するを腰に着て在り。西村隣
 保を拘へて。一過審質をせども。明亮なる故、皆釋して散り歸ら
 しむ。其後、但私命して地を約す。彼地方の事を細察せしむ十日
 の一次づつ、潮白なるのそと六半年を踰る其支漸々か懈りけり。賈
 が弟甚費公の仁柔を怨み、屢堂の噪る。費公怒り曰、汝既の難
 の名を指し出首る事能はむ。却て我をしく良民に。桎梏を加へ
 しめん。と欲するやと呵て逐せしむ。賈が弟今を伸訴する所も
 無く。憤を飲り、兄嫂を葬りて。一日連賦の者数人を逮て至り

けり。其中一人周成と云者、責らるるを懼まじ。錢糧措辦已
 足ると上言し、腰中より銀を袱畏のまゝめて禀し、公驗視る
 こと良久、うし、便問く曰、汝が家は何里ぞ。答く曰、某の村に費公
 又問く曰、西崖を去る事幾里ぞ。答く曰、五六里も有ん。費公又曰、去年
 途中より夜人知まじ、殺さるる賈者某も、汝何の係り有や。答
 て曰、其人曾と知れども、公勃然と立ち大に怒り、曰、汝を殺せ、
 識らざると云や。周成力辨をせども、聽かぬ。嚴く責とかけ、果して
 其罪を伏し、吐寔し、吐く乞ふ。賈者有妻王氏、姻家の請ん
 とせしが、釵飾無きを慚けし。夫の詰り、鄰家婦人、假りて玉へと云
 けし。夫肯せざる故、自身、鄰家の婦に假りて、姻家に行き

途中も甚珍重し。帰途の如く卸し袂の裏に袖の中に入れて歸せし家の如く探さる已に無し。衣を振ると是共無し。驚きさるるも先夫の告げ。然るも鄰へ償ひ返さる力も無し。如何せん。甚悩苦し。死せんと覚悟を極めたる。是日周成適途中ゆく。髪を拾ひ是賈者妻王氏が遺したるるを知り。あまを質よりとりて不義を志す。んと欲す。竊に賈者の他適を窺ひ夜半に垣を踰り入る。時め辱暑の頃あり。王氏疾中。臥居たり。周成髪をこき大の喜び。昏り就く。揺るる。王氏始る覺す。既覺く大の驚死。大に號んとし。周成急ん髪を止め。拾ひ一釵を懐中より取り。祇を取。袖の人は。釵を王氏が手に納む。王氏髪を受く。夏已む。王氏囑して曰。此後必来り

玉ある勿と吾家の男子。は死ん人か。若此夏を覺知せ。必む俱死し。周成大に怒り。髪釵を鬻り。勾欄敷宿の資あり。其を狄宋と汝に贈る。何ぞ二度ゆく償まらんやと云る。王氏髪を慰む。曰。妾と相交事を願がるゆゑ。非ず。然るも速にらん夏を欲せ。事成らむ。我夫善病め。是を必久し。死せん。從容として其死を待王へと云ふ。周成乃回す。去るるが。王氏が夫死して後と云ふを忘るる。能はざる。賈者を途中ゆく殺し。次の夜又王氏が處にゆく。日。今夫已の人の殺さるるも。願くは約する所の夫婦と成人。王氏言を便く大に哭し。悲し。堪ざる。咽び入。周成公中懼く逃去る。天明く。王氏も亦自經く死め。費公次第を察し得る。

周成が罪を正しく刑め行ひたる。衆人共費公の神に服しける。或問く曰何を以て其所以と察知王の。費公曰是處に隨て事物より留るる初妻が尸を懸せし時銀累の祇に萬字を刺し有を認り。周成が祇に又萬字を刺し有を認り。是れ一たび詰る及て周成が言語錯乱し。面色忽ち主の如く變じたる。是を以て其實情を確知せしと云けり。聞人皆歎稱せざる無量なり。

又同所より胡成と云者あり。同里の馮安と云者と父祖の時より代々互に卻つて睦かたむ。或日兩人對飲し薄醉り成り。胡成大言し曰必貧を憂ひず。安は勿と百金の産を成し難き良非ずと

云々。此胡成が家豊かざる者故に馮安を信じて居たり。けし。胡成色を正しく曰左思ひ玉の是れ相告るなり。昨夜途中ゆく大滴の厚装を載來る行遇し故我を顛越し南山の智井の中へ擲りて云々。馮安尚笑し信とせず。此時胡成が妹夫の鄭倫と云者あり。田産の賣主有る因り。胡成を託し數百金を寄す。説合を為しむる時ありけし。胡成盡く其金を以て馮安に預けし。馮安遂に信し心中大に駭き家へ歸りて其状を邑令に報り。費公即時に胡成を拘へ馮安と對勘せしむ。胡成其寔を白しけし。鄭倫并に産主を喚く向ふ証も無り。共猶も智井の中を驗せんとす。乃皆共智井に至り。一役も命と

ぬの 緇らせ。井の中へ下りて果し一人の首無死尸を牽出
 る。胡成を捉えんとて大に怒り死屍を辨はれ詞あり。但冤苦ある哉と云の
 あり。費公怒り確たる証拠あり。汝後屈と呼やと云。死囚具を以て
 禁制せしめ。尸を堅く戒め。井の中より望せし勿らしめ。只諸
 村の曉介して尸の王の状を投ずべしと云。一日を逾て婦人
 状を抱えきて自云。妾を比諸の妻あり。妾が夫何甲。數百兩の金を搦
 と高ぬゆ。途中ゆく胡成と云者小殺死する。願くは相公罪を正し
 王と云はま。費公曰。井中ぬ尸有りと云ふも必汝が夫と指し定め
 難しと云。王共婦人墮く吾夫と云る故左わらばと云。乃尸を井
 の中より引て見せ王ひくは果しと云。妾をば。婦人の夫あり

けり。婦人を取取く夫の尸に近着す。二三歩却行きて立ち歸り
 たり。費公曰。真犯を己の捕はるも但骸屍未全からば刑は行ひ
 難し。汝先暫く歸り死者の首を得るを待べ。死者の首を得る即
 時の上司へ言上し。其時又抵償せしめん。遂に獄中より胡成を
 と喚出。詞を曰。明日頭を將至むんを。當に嚴械して股を折る
 と云。翌日役め仰り押護して頭を尋む。終日わのり空に歸り
 けり。費公詰玉ふ一言の答もせず。但啼泣するはる故乃梏具
 を以て胡成の前め置き。刑せんとする勢を視せし。即又刑せしめて
 曰。予想ふ汝當夜尸を扛り井中め投ず。時忙迫し何處より
 墮落せるら知らばるらん。奈何細く尋ねざる。胡成哀しく祈くを言ふ

王五が奸悪
 遂に費公に
 明断を發る



非問録卷之三



非問録卷之三

十二

不見る事を容一王と云る。費公婦人の問と曰。女子女幾何人の
 や。婦人答と曰。無し。又問と曰。汝が夫何の戚屬のわ。答て曰。但堂叔
 一人有のま公慨然とて。日少年ゆと夫を喪ひ。伶行とて倚る
 所か。爾來何を以て生を為んと云るま。婦人願くを相公憐愍
 王へと云と哭く。公又日。人を殺せる罪人も已め定まども。未全尸
 を得ざる。故此案未消す。但首をばと骸體全く具らば。此案即
 消ん。案消く後を汝速に再醮す。汝少婦も復公門に出
 入するの勿と云るま。婦人感泣とて頭を叩きて歸る。公
 即票を所々の懸く村民に示し。知らしめ。其首を覓得か。持来
 登しと云る。一宿を経く同村の王五と云者。其首を獲く。持来ると

報稱けま。費公速に問。驗王ふ。某甲が首多る。已明るま。賞
 一と千錢を賜ひ。甲が奴を喚びとて曰。大案已成る。然も其人命の
 重大なり。積歳と非ま。結を成す。其能は。汝が姪既み子なり。少
 婦もま。存活を成し。得難く。早く人。適し。めんと云。せ。め。ひ
 けま。甲叔領承し。婦人此をゆ。次日復來。公の書を
 謝し。けま。費公極意に慰諭し。又婦人と誓せん。と歎す。傍者わら。を
 當堂へ。閉白出へ。と諭知せ。ま。其令下ると。即時に。婚状を投
 する者わ。誰か。んと。費公。公。を。驗。す。ま。即。前。日。頭。を。持。来。り。王
 五。入。費。公。即。婦。人。を。喚。上。と。曰。汝。が。夫。を。殺。の。真。犯。今。已。明。又。知。ま。た。わ。
 汝。知。ま。た。否。や。婦。人。答。て。胡。成。こ。と。云。ま。た。費。公。曰。い。や。と。ま。胡。成。の。非。ま。真

犯者汝と王五と西人にと其言未了らざるふ二人大の駭き面色去の如く
 成と慄に振ひく猶も冤証ありと争て辨けし六。費公婦人の向て
 曰。已み久く其情を察し知る然るに遅々として我言せざるも。
 若萬一の屈成んると恐る故に尸未井より出さる何を確言と
 しく夫と云度を指し云。是夫の尸井の中は在るのを疾く知る故に
 且夫の衣敗とて絮也。數百両の金何の處より持得來らんや。又王
 五の向く日頭の在る處汝能知る事の孰ある如此急に其頭を持來る
 者も西人速に合んと欲するが故と云王は西人一言も出する能はず
 並に嚴く械しけし六。果しく西人吐實をせしる。蓋王五久く婦人
 私通しる。其夫をたを殺し居。折しは胡成が戲どの公事と

遂と。幸とくくろく又出さる。因と乃胡成が罪を釋し。馮安が証告を
 得しと重く咎うち。徒罪三年を前卷の事。言つしる。事已明白の結
 証罪の罹る者一人も無とると也。

大原獄

大原地の民の姑婦共の寡の者有也。其姑中年の身うち悪くあり。是故に村の無頼子毎夜來と其家の宿ま。婦をたぐる。婦は門戸を閉ぢり何となく用心をして居る。姑は益々悪く歸を誣し官に鳴へる。縣令を乞ふ。姑の奸夫の姓名を問ふ。媪は夜來する宵去ま。其誰と云度を知らず。婦を鞠し至る自ら知る。因と婦を

喚出よびだすと問婦果とまとと見と初はじめてと其名を指さして奸情を以もつて熅やと
 歸かへりす。縣令其名を指さして喚出よびだすと久ひさバ即無頼子至きたりる。縣令是こゝの問とふ。
 無頼子答こたへて曰いふ。兩人共ともの私ひそなる所無なし。彼姑婦常つね不あ和はる故ゆゑに
 言いふ。互たがひの相抵毀あひあへ。縣令曰いふ。左ひだりの非とが。一村の内百餘ひゃくじゆの人何なにぞ獨ひとり汝おれの
 証あかしせんやとと重おもく咎とが口くちをかす。無頼子頭あたまを叩たたき責せめ免ゆるさるるを乞こへ
 て。かたき婦おんなと通とほせむと申まをす。乃すなはち婦おんなを械くわして鞆たもとする。婦おんな終ついに承うけ承う
 せざる故ゆゑ。婦おんなを逐おしせせり。婦おんな怒おこり憲院けんゐんの告つぐれども。憲院けんゐん仍なほ久ひさく
 しく決きまる。夏なつ終ついにをむ。時に臨晋りんしん地ちの冷孫柳下れいそりゅうかと云いふ。獄ごくを折やす才さい
 のりと世間よこを推おし。憲院けんゐん遂ついに此案このあんを臨晋りんしん下かす。孫柳下そんりゅうか
 折やせり。孫公そんこう二犯にへんの人を盡ことごとく呼よび到いた着ちやく。久ひさバ略りやく訊しんる事こと一過ひととぎとす。

皆先監みなまの寄よぎ詭まがと。謀人まうじんの希まれと。磚石刀錐たんせきとうしゆの類るいを集あめ。質明しつめい
 入用次第にりようさいだいの早速さつそく出いで。衆人しゆじん其意そのいを解とき。始命しやうめいの生なる備そまむ。
 つ。叔孫公しよそんこう明日早朝あしたのあさの堂どうに升のぼり。諸具しよぐ已すでに備そまむ。とゆふ。悉ことごとく堂上どうじやうの
 置おけ。乃すなはち犯者へんしや共ともを喚よび。又また一ひとを略りやく訊しんして。乃すなはち姑おんなと婦おんなと示し向むかひて曰いふ。婦おんな婦おんなハ
 未定みだいにままとす。とゆふ。奸夫けんぷを既すでに確たしかめ。犯とがをかす。汝おれが家いへを元來もとより青門せいもん
 する。一時匪人いつしふじんの誘よび。致いたす。夏なつあは。罪つみを全ことごとく彼無頼子あつちのりに在ある。
 今いま刀石たうせき共ともの堂上どうじやうのわ。汝おれ姑婦おんな共ともの自取みづかり。奸夫けんぷを擊殺うちころす。とゆふ。
 けは。姑婦おんな共ともの避遁ひそか。抵償たいていする。久ひさく夏なつを恐おそむ。暫しばし越こえ。孫そん
 公其意そのいを察さつして。曰いふ。汝等おれら遠慮えんりよす。尙事じやうじ勿なく我われ云いはるる。と宣のたまひ
 乃すなはち姑婦おんな共ともの并ならび起たり。石いしを擲なり。交まひ投なる。婦おんなを恨うらむ。衛ゑいむ

